

令和3年度 集団指導

～訪問系サービス編～

～対象サービス～

- ・居宅介護・重度訪問介護
- ・同行援護・行動援護・移動支援

練馬区 福祉部

指導検査担当課 障害福祉サービス検査係



説明内容

- 1 人員に関する基準
- 2 運営に関する基準（訪問系サービス）
～実地指導で見受けられる事例～
- 3 関係法令等



1 人員に関する基準

人員基準



	職種	員数
人員基準	管理者	常勤かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事する者（業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）
	サービス提供責任者	事業規模に応じて1人以上（管理者との兼務可）
	従業者 （ホームヘルパー等）	常勤換算で2.5人以上（介護福祉士、居宅介護職員初任者研修課程等の修了者など）

見落とし注意① ～サービス提供責任者の配置基準～

障害福祉サービス等と介護保険サービスを合わせた事業規模として、サービス提供責任者の員数を算出するケースはありませんか？



複数サービスを合わせた事業規模として、サービス提供責任者の員数を算出する場合、サービスにより配置基準に違いがあり、注意が必要です。

サービスごとの基準	サービス名	利用者数	サービス提供時間	従業者数
	居宅介護	40人ごとに1人	450時間ごとに1人	10人ごとに1人
	重度訪問介護	10人ごとに1人	1,000時間ごとに1人	20人ごとに1人
	同行援護	40人ごとに1人	450時間ごとに1人	10人ごとに1人
	行動援護	40人ごとに1人	450時間ごとに1人	10人ごとに1人
	移動支援	40人ごとに1人	450時間ごとに1人	10人ごとに1人
	訪問介護等	40人ごとに1人		

【資料 サービス提供責任者の配置基準】

見落とし注意① ～サービス提供責任者の配置基準～

障害福祉サービス等と訪問介護とを合わせて算出する場合

訪問介護では、適応される配置基準が利用者数のみのため・・・


障害福祉サービス等の配置基準で適用される

利用者数

サービス提供時間

従業員数

2 運営に関する基準（訪問系サービス） ～実地指導で見受けられる事例等～

- 
- 指摘事例 1 個別支援計画
 - 指摘事例 2 サービスの提供の記録
 - 指摘事例 3 衛生管理等
 - 指摘事例 4 報酬関係

指摘事例 1 個別支援計画①

【主な指摘事項】

- × 個別支援計画を作成せずサービス提供をしている。



- ▶ サービス提供に当たっては、個別支援計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行わなければなりません。サービスを開始する前に、具体的なサービス内容等を記載した個別支援計画を作成してください。

指摘事例 1 個別支援計画②

【主な指摘事項】

- × サービス提供責任者の氏名を、個別支援計画に記載していない。
- × 利用者等に個別支援計画の説明と交付をしていない。



- ➡ 個別支援計画の作成は、サービス提供責任者の中心的な業務です。作成者欄を設け、**氏名**を記載してください。
- ➡ 計画を作成した場合は、利用者および同居の家族に対し、計画の目標や内容について説明し、遅滞なく**交付**してください。

指摘事例 1 個別支援計画③

【主な指摘事項】

- × 受給者証の更新や支給決定量の変更等があった際に、個別支援計画を変更していない。



- ➡ 上記の事由やサービス内容について変更が必要な場合は、速やかに個別支援計画を見直し、必要な変更を行ってください。
- ➡ 変更や見直しに係る記録は、必ず残しておいてください。

個別支援計画に必要な事項

- ▶ 個別支援計画には、つぎの事項を記載してください。
 - ①作成日
 - ②作成者（サービス提供責任者 ○○ ○○）
 - ③説明同意日
 - ④「計画について説明を受け、内容に同意し、交付を受けました。」等の文言

参考：個別支援計画について

《参考様式》

個別支援計画書

事業所名 _____

作成日 ① 年 月 日		作成者 ②	サービス提供責任者
利用者名	生年月日		
住所	電話		
		契約開始日	

18:00							
20:00							
22:00							
0:00							

個別支援計画書について説明を受け、内容に同意し、交付を受けました。④

③ 説明同意日 年 月 日 利用者名 _____ 印

説明者(サービス提供責任者) _____ 代理人又は立会人等 _____ 印

_____ 印 (続柄) _____

指摘事例2 サービスの提供の記録①

【主な指摘事項】

- × サービスの提供の記録について、利用者から確認を受けていない。 等



- ➡ サービス提供を行った際は、提供日やサービス内容等を、その都度記録するとともに、利用者からサインまたは押印等により確認を受けるものです。

指摘事例2 サービスの提供の記録②

【主な指摘事項】

- × 身体介護と家事援助を連続してサービス提供した場合等に、それぞれの内容や時間が明確に区分されていない。



- ➡ 身体介護の内容とその時間数、家事援助の内容とその時間数を明確に記載してください。
- ➡ また、移動支援、訪問介護等と混在して記載しないでください。

指摘事例3 衛生管理等

【主な指摘事項】

- × 手袋、マスク、消毒液等を事業所で用意せず、従業者任せにしている。
- × 従業者が、必要な健康診断を受診していない。



- ➡ 従業者や利用者任せではなく、事業所が積極的に従業者に手袋、マスク、消毒液を配布し、衛生管理を徹底してください。
- ➡ 常時使用する労働者（週労働時間数3/4以上）は、年1回（深夜労働者は半年に1回）健康診断を実施する必要があります。

見落とし注意② ～従業者の健康診断について～

必ずしも、常勤だけが、常時使用する労働者ではありません。非常勤の場合でも、週労働時間数3/4以上（週40時間では週30時間以上）が対象となります。

【労働安全衛生法第66条】

- ▶ 常時使用する労働者に対しては、1年以内ごとに1回（深夜労働者は半年に1回）、健康診断を実施する必要がある。
（労働安全衛生規則第44条、第45条）
- ▶ 常時使用する労働者とは、週の労働時間数が通常の3/4以上であり、雇用が1年以上あるいは1年以上の予定であるものをいう。
- ▶ 健康診断結果は、個人票にまとめて5年間保存しなくてはならない。
（労働安全衛生規則第51条）

指摘事例4 報酬関係 (初回加算)

【対象サービス】
居宅介護・重度訪問介護
同行援護・行動援護

【主な指摘事項】

- × 初回加算を算定する際、サービス提供責任者が同行訪問した記録がない。



- ➡ 初回加算の算定要件は、新規に個別支援計画を作成した利用者に対し、サービス提供責任者が同行訪問し、その旨を記録することとされています。同行訪問した旨をサービスの提供の記録等に記録してください。

指摘事例4 報酬関係 (移動介護加算)

【対象サービス】
重度訪問介護

【主な指摘事項】

- × 個別支援計画に支援内容を位置付けていない。
- × 移動介護に係るサービス提供の記録がない。



- ➡ 移動介護（外出時における移動中の介護）について、個別支援計画に支援内容を位置付けてください。
- ➡ 移動介護を行った際は、サービスの提供の記録等に支援内容を記録してください。

見落とし注意③ ～移動支援に係る届出について～

移動支援の事業を開始する際、都道府県への事業開始届の提出を忘れていませんか？

【障害者総合支援法第79条】

1 省略

一 障害福祉サービス事業

…

三 移動支援事業

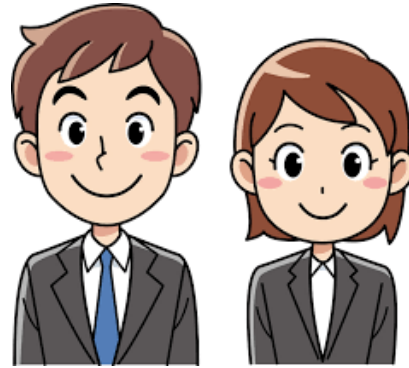
…

② …あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、前項各号に掲げる事業を行うことができる。

- それぞれ届出が必要である。
- 指定または登録の申請とは別である。
- 移動支援事業は、申請届と事業開始届の届出先が別になることが多い。

移動支援事業開始届の一例

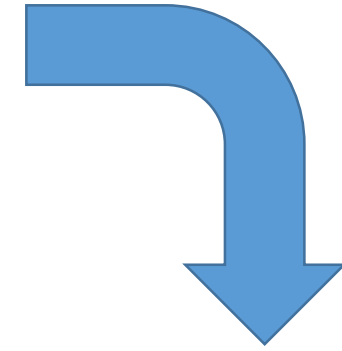
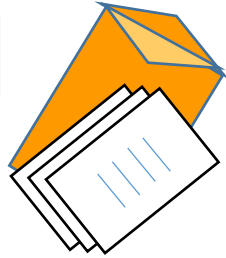
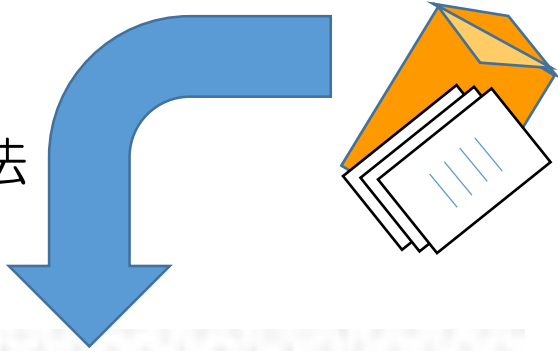
事業の開始に関する届出
(事業開始届)



事業者

事業者登録等に関する届出
(登録申請)

障害者総合支援法
第79条



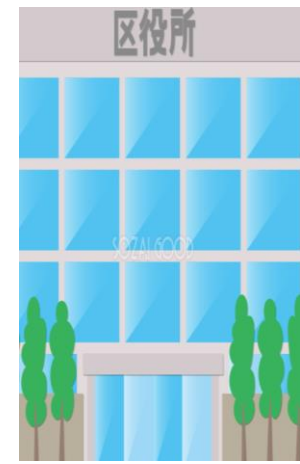
それぞれに届出が必要
(変更・廃止・休止含む)



都道府県



確認



区市町村

4 関係法令等①

～法令～

- 障害者総合支援法、障害者総合支援法施行令、障害者総合支援法施行規則

～指定基準・運営基準等～

- 東京都指定障害福祉サービス事業者等の人員、設備及び運営の基準に関する条例【[都条例 第155号](#)】
- 東京都指定障害福祉サービス事業者等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則【[都規則 第175号](#)】

～解釈通知等～

- 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の人員、設備及び運営に関する基準について【[障発第1206001号](#)】
- 障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて【[障発第1206002号](#)】

※ 障害者総合支援法＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

4 関係法令等②

～報酬告示～

- 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準【[厚生労働省告示第523号](#)】

～留意事項通知～

- 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について【[障発第1031001号](#)】

～参考～

- 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き 令和2年10月
(厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室)

※ 障害者総合支援法＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

ご視聴ありがとうございました